

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	年金請求書（国民年金遺族基礎年金）	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	請求者本人の基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	亡くなった方の基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構
<input type="checkbox"/>	請求者名義の預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合又は公金受取口座として登録済の口座を指定する場合は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・振込を希望する金融機関
<input type="checkbox"/>	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）★、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）★、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）★ のいずれか ※亡くなった方との身分関係、もしくは親子関係を確認できるものに限る ※令和 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、 かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付されたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ [] 番窓口 ・ [] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）★ ※令和 [] 年 [] 月 [] 日以後発行のもの、 かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付されたもの ※年金請求書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合は省略可	<ul style="list-style-type: none"> ・ [] 番窓口 ・ [] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	亡くなった方の住民票の除票（世帯全員の住民票に含まれている場合は不要）★	<ul style="list-style-type: none"> ・ [] 番窓口 ・ [] 市役所出張所
<input type="checkbox"/>	市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピーまたは死亡届の記載事項証明書★ ※死亡の事実（原因）および死亡年月日の確認	—

裏面に続く

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

2. 生計維持関係の書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	生計同一関係に関する申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	事実婚関係に関する申立書	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	収入に関する認定書類（ ）	

3. その他

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所 ・日本年金機構HP
<input type="checkbox"/>	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの (運転免許証、パスポート等)	—
<input type="checkbox"/>	年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	年金裁定請求の遅延に関する申立書 ※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	合算対象期間が確認できる書類	—
<input type="checkbox"/>	年金証書 ※他の公的年金から年金を受けているときはご持参ください	—

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

第三者証明に代わる書類<以下のいずれか>

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者になっている場合（国民健康保険以外）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主 ・共済組合 ・健康保険組合 ・全国健康保険協会
<input type="checkbox"/>	給与簿または賃金台帳等の写し ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主
<input type="checkbox"/>	源泉徴収票または課税台帳等の写し ※税法上の扶養親族になっている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所 ・事業主 ※令和 [] 年1月1日に住民登録した市区町村で発行
<input type="checkbox"/>	定期的に送金されていたことのわかる預金通帳、振込明細書または現金書留封筒等の写し ※定期的に送金がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関その他
<input type="checkbox"/>	辞令の写し、出向命令の写し、単身赴任手当てが分かる証明書の写しなど ※単身赴任による別居の場合 ※生計同一関係の認定が必要な方が配偶者または子である場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主
<input type="checkbox"/>	入院・入所証明、入院・入所に係る領収書等の写しなど ※病気療養、介護による別居の場合 ※生計同一関係の認定が必要な方が配偶者または子である場合に限る	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、介護施設など

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

裏面に続く

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

収入に関する認定書類<以下のいずれか>

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	所得証明書★、課税（非課税）証明書★、源泉徴収票★ ※令和 [] 年1月～12月の所得に関するもの ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合 ※収入または所得がないことの確認 ※年金請求書に個人番号（マイナンバー）を記入した場合は省略可	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所 ・事業主 ※令和 [] 年1月1日に住民登録した市区町村で発行
<input type="checkbox"/>	健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）	・事業主 ・共済組合 ・健康保険組合 ・全国健康保険協会
<input type="checkbox"/>	第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る） ※国民年金第3号被保険者の場合	・年金事務所
<input type="checkbox"/>	年金証書および年金決定通知書（裁定通知書） ※公的年金の加給年金額対象者または加算額対象者の場合	・年金事務所
<input type="checkbox"/>	国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書 ※国民年金保険料免除者の場合	・年金事務所
<input type="checkbox"/>	保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合	・[] 番窓口 ・福祉事務所
<input type="checkbox"/>	子の収入が確認できる書類 （義務教育終了前は不要、高等学校等在学中の場合は在学証明書★または学生証等をご持参ください）	・在籍している学校

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

合算対象期間を確認する書類

項番 (老-No.4-2)	チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
1 (うち共 済加入者)	<input type="checkbox"/>	(その共済の期間が記載されている)年金加入 期間確認通知書 ※日本年金機構で確認できる場合を除く	・加入していた 共済組合 ・日本年金機構
1～5 (うち共 済加入者)	<input type="checkbox"/>	【すべての書類】 配偶者の基礎年金番号通知書や年金手帳等の基礎 年金番号を明らかにすることができる書類	・年金事務所 ・加入していた 共済組合 ・[] 番 窓口 ・[] 市役所出張所
	<input type="checkbox"/>	配偶者が共済組合に加入していたときは、(その共 済の期間が記載されている)年金加入期間確認通知 書 ※日本年金機構で確認できる場合を除く	
	<input type="checkbox"/>	婚姻期間の確認できる戸籍謄本★	
6①及び ②	<input type="checkbox"/>	【すべての書類】 国会議員の期間を証明できる書類	・[] ・[] 番 窓口 ・[] 市役所出張所
	<input type="checkbox"/>	婚姻期間の確認できる戸籍謄本(配偶者のみ)★	
7	<input type="checkbox"/>	【すべての書類】 地方議員の期間を証明できる書類	・[] ・[] 番 窓口 ・[] 市役所出張所
	<input type="checkbox"/>	婚姻期間の確認できる戸籍謄本(配偶者のみ)★	
8	<input type="checkbox"/>	在籍証明書等(卒業証書は不可)★	・通学先
9, 10	<input type="checkbox"/>	【当該期間が確認できる次のいずれかの書類】 戸籍謄本★、抄本(戸籍を取得した者に限る)★ま たは戸籍記載事項証明書★	・[] 番 窓口 ・[] 市役所出張所
	<input type="checkbox"/>	住民票の写し	
	<input type="checkbox"/>	その他、パスポートのコピー、永住を許可された旨 が記載された在留カードまたは特別永住者証明等 上記に掲げる書類に準ずるもの	

裏面に続く

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

合算対象期間を確認する書類（続き）

項番 (老-No.4-2)	チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
1 1		【当該期間が確認できる次のいずれかの書類】	
	<input type="checkbox"/>	戸籍の附票の写し	
	<input type="checkbox"/>	旅券法に規定するパスポートのコピー	・ [] 番 窓口
	<input type="checkbox"/>	滞在国が交付した居住証明書★	・ [] 市役所出張所 ・ 法務省
	<input type="checkbox"/>	滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書★	
	<input type="checkbox"/>	出入国管理マスタファイル	
1 2	<input type="checkbox"/>	支給対象となった記録、支給年月日の確認できる窓口装置の記録（ハードコピー）	・ []
1 3	<input type="checkbox"/>	（退職一時金の支給とその対象となる共済期間が記載されている）年金加入期間確認通知書	・ 加入していた 共済組合
1 4	<input type="checkbox"/>	知事（長官、大臣）の承認により国民年金の被保険者とされなかったことが確認できる書類	・ []
1 5	<input type="checkbox"/>	通算対象期間の種類に応じて、そのことが確認できる書類	・ []
1 6	<input type="checkbox"/>	（（減額）退職年金の支給とその対象となる共済期間が記載されている）年金加入期間確認通知書	・ []

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

死亡の原因が第三者行為に因ることを確認するための書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	第三者行為事故状況届 ※所定の様式あり	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・[] 市役所出張所 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	交通事故証明★または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車安全運転センター
<input type="checkbox"/>	確認書 ※所定の様式あり	<ul style="list-style-type: none"> ・当窓口 ・[] 市役所出張所 ・年金事務所
<input type="checkbox"/>	被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票★、健康保険証の写し、学生証の写し等	—
<input type="checkbox"/>	損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの	—

★の原本については、年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除き、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。

【国民年金】遺族基礎年金 必要書類リスト

亡くなられた方の子に障害がある場合に必要な書類

チェック ボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	医師または歯科医師の診断書	・当窓口 ・年金事務所 ※医師または歯科医師に作成をお願いしてください。

問合せ先

〇〇年金事務所

所在地 〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国保年金課 担当 年金係

所在地 〇〇県〇〇市・・・

電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

FAX番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇